

1984年11月、日本基督教団総会（箱根）

N重のテーマと格闘している松下氏の日程は一月に限らずいつも過酷を極めていた。ふんわりした優しいたたずまいからは身体への加重を測り知ることはできなかったが、変調はいたるところで進行していたのだと思われる。「お体は大丈夫なんですか？」という質問には、「状況が緊迫してくると逆に元気になるんですよ」と笑っていたけれども…。

当時直近の日程だけ見ても、九月四日の検定委員会との「話し合い」と一〇月二日頃の〈共同受験〉過程との間には、九月一日に東京地裁「人事院判定取消請求」第一四回公判、九月二七日に大阪高裁〈神戸〉大学闘争控訴審第七回公判が挟まっている。

一〇月三〇日の判定会議の一週間前二三日には大阪高裁で控訴審第八回公判があり、鈴木、藤原、山本の三証人が証言台に立つ重要な局面であった。

一月一二日〜一四日教団総会の直後にも、大阪高裁で〈神戸〉大学闘争の控訴審第九回公判があり、永里、中尾の証人尋問が予定されていた。

加えて、時の楔通信第（一〇）号の発行作業、京都大学A367号室をめぐる裁判過程の切迫、他の被告人の公判過程への対応、共闘者たちの拠点をめぐる問題等々どれ一つとして予断を許さない問題に囲まれ、生活費を稼ぐかたわら、その全てに淡々と対応を続けていた。生涯そうであった。テーマの一つでさえまともに展開できない自分ならとつくに発狂してもおかしくない。

自分の教会体験を通した〈苦痛〉の投影かもしれないが、大学や裁判所において、権力との幻想的かつ身体的な衝突を繰り返している松下氏にして、宗教者集団の一種独特な欺瞞的雰囲気には、対立の相手としても、〈なじめないもの〉を感じていたのではないだろうか？

〈大学〉闘争の根源性に発する共闘的な提起や経過を通して、一人一人は真面目で誠実な雰囲気を持つ宗教者の大半が、大学における処分者の水準を一步も出していないことを露わにした。幻想性の攻防としては初めから貫禄が違い、議論は余裕であったろうけれども。

教団は、山本氏のような補教師の位置に対するのと異なり、直接具体的な関係という意味では希薄であったから、最終的には無視すればよいという対応を無機質な幅として残していた。

松下氏（ら）にとっても、教団内部から発生する問題意識を媒介して普遍的な問題に展開し、相互に、矛盾の構造に迫るさい、どうしても残る距離感は無視で

きなかった。いや遠いからこそ見える関係を最大限応用したのである。但し、あくまで内部からの主体的展開の成熟度に規定される。

結集の根拠が万人に開かれているなら、教義とは一見無縁の場所から交差してくる〈宗教性〉の声を包括しうるだろう。日本基督教団は自らの可能性に、部外者と非難されながら、生活的な困難を越えて自腹で関わってくる〈信徒〉を呼び込んだのである。これを祝福と捉えることのできない宗教組織は「死に体」にすぎない。

一〇月末の判定会議をフンサイされたと感じた教師検定委員会は、自滅の〈苦悶〉のはてに文書による秘密判定を強行した。自滅をとりつくろうため、箱根小涌園での教団総会において一気に承認させるという前代未聞の策謀を準備していた。これに対して、〈共同受験者〉から、また東京の「教師問題を考える会」から、それぞれ訴えのビラ数百枚が総会に向けて準備された。

十一月一〇日から同月一七日にわたる「経過〈テーマ〉」は、松下氏のこの類のレジュメとしてはかなりの長文である。テーマを経巡る幻想の渦の壮大さは、盛られている葛藤やエピソードやユーモアを含め、私（たち）には〈作品〉に触れるような親しさがある。

芦ノ湖畔への巡礼過程で自らに〈洗礼〉をほどこし、会議場にラセンした松下氏の表現行為は、風前の灯火を再びよみがえらせ、翌日にわたって高橋、山本、戒能、久保田氏ら準議員、菅沢議員らの検定委員会批判を誘発、議場は議論を見守るほかなくなり、総会での承認はついに不可能となった。

しかし、議案は常議員会付託となり、教団は既成事実化の流れに乗って自らの本質的な死を隠ぺいしていく。

ここには掲載しなかったが、〈門司大里教会〉月報第〈44〉号は、これ以降の号を考え読者会を呼びかける〈〉号の〈序〉として発行された。85年1月（その1）から86年1月（その13）まで手書原稿のまま関係性をめぐることになる。

教団総会から一ヶ月後の十二月一七日、松下氏が東京高裁で拘束され、東京、大阪の〈〉獄にある時期と重なりさらに半年折り返している。情況的拘束に繋がる教団問題の影を〈牧師〉が直前に察知し、自らの責任的な方向を必死に模索していたことを表しているだろう。